

上 申 書

令和8年7月 日

愛知県警察 警察署署長 様

住 所

氏 名 印

私は、令和8年 ころ、
で生じた被疑者を 氏とする過失運転致傷罪の
被害者 です。

本件の被疑者の処分について下記事情を踏まえて、嚴重に処分いただきます
ことを上申いたします。

記

- 1 私の母である は、本件事故により
等の傷病を負い、 病院に救急
搬送され、 現在においても意識を取り戻しておらず
生死の境をさまよっている状態です。
私も本件事故により 等の傷病を負い、
の痛みにより通院を継続しています。
- 2 (1) 母と私は、民事賠償につき被疑者の示談代行を行う損害保険ジャパン株
式会社との交渉を弁護士に委任しましたが、本年6月29日、同社名古屋
保険金サービス第三課担当者 氏（以下「 氏」といいま
す。）から弁護士宛に連絡があり、私が借りている代車について、利用開
始から30日間を目途に返還するよう求められました。
(2) この事故で私の車は大破し修理不能の全損となり、 氏が手配した代
車を借りていますが、それまで 氏からは「全損」になったと伝えられ
ただけで、いくら賠償されるのかは伝えられておらず、 氏側から賠償
額の提示があったのは同日に至ってからでした。

弁護士によれば、その提示額も市場価格からかけ離れた非常に低額な提示に過ぎないとのことでした。

- 3 私は、今回の事故で母が意識不明の状態が続いており、いつ急変するか不安で心配で仕方がなく、また、自分の症状の痛みも重なり、夜も眠れず食事も精神的にひどく落ち込んでおり、
をしなくてはならないと思い始めていた時でした。

また、私は、母が意識を取り戻してくれるよう声掛けやタッチングを行い、病状を確認し、医師の先生からの説明などを聞くため、毎日

病院に車で通院していますし、自分自身の通院やその他日常の用のために車は欠かせません。

被疑者の一方的な過失により、母や私がこのような状況下に陥れられている中で、突如 氏から代車の返還を求められ、この担当者に人としての心があるのか、 氏に示談を委託しこのような言動を野放しにしている被疑者に対し、これまで感じたことのない憤りを感じました。

しかし、私は、代車を取り上げられてしまったら母に会いにくくなり、日常生活さえ十分営めなくなってしまう事態に陥ることを恐れ、気持ちを奮い立たせながら、いくら賠償されるかわからない中で、経済的にも苦しい中急いで中古車を自費で購入することになり、私は中古車の選定や見学、手続のための書類収集等に奔走しなければならない事態に陥りました。

- 4 その折の本年7月9日、 氏から弁護士宛に電話連絡があり、改めて代車の返還を求められました。

弁護士は、取り急ぎ中古車を購入することが決まり、納車日は7月中であるから、そこまで代車の利用を認めてもらいたい、そもそも 氏から具体的な賠償提示があったのは、本年6月29日であるし、被害者らの苦境にかんがみれば、代車使用期間の猶予は認められるべきである旨話してくれたようですが、 氏は、

「当社は、代車は使用から30日であり既に譲歩している。猶予が必要なら、そちらでそれを立証せよ。」

などというばかりでした。

5 弁護士がいうには、あくまで代車使用期間が30日というのはあくまで目安であって、法的な根拠はなく、事情に応じて見積もりや交渉するのに必要な期間であるとされ、私の場合でも納車が予定されている7月中まで代車利用が認められる可能性は高いとのことでした。

にもかかわらず、氏はこちらの事情を汲むこともなく一方的な主張をするばかりで、これが氏に示談を代行してもらっている被疑者の意向を踏まえた言動であると考え、被疑者に対して怒りの気持ちが収まらず、私の精神状況は悪化していくばかりです。

6 私や母が心身ともに苦しめられ、悲惨な不幸のどん底に叩き落されている中、損害保険ジャパン株式会社の氏と同じ課に所属する別の担当者を通じて、被疑者からの謝罪要求がありました。

私は、氏からもさらに追い打ちをかけられ苦しんでいるにもかかわらず、平然と謝罪したいと申し述べてくる担当者や被疑者に怒りが沸騰し、私も母も絶対に被疑者からの謝罪など受けられるわけもなく、一生涯絶対に許すことはない気持ちでいます。

また、このような代車費用や車両時価額という全体の損害から考えれば些細な保険金でさえ支払おうとしない損害保険ジャパン株式会社の対応にかんがみれば、母や私が十分な賠償を受けられるとは到底考えられません。

以上の事情を持ちまして、母も私も被疑者を絶対に許すことはありませんし、怒りの気持ちも峻烈です。

捜査機関の皆様におかれましては、母や私の気持ちを十分斟酌いただき、被疑者に厳重な終局処分を下していただくことを心より願っております。

以上です。